

# 建設工事における技術者等の配置について

米原市役所総務部財政契約課

建設工事の適正な施工を図るため、工事現場における技術者等の配置については、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）および監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号。以下「マニュアル」という。）で規定されております。本市においては、米原市建設工事請負契約約款および次の基準に基づき取り扱っております。

## I 建設業法で必要とする技術者等

### 1 営業所専任技術者（法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業 : 国家資格者、実務経験者（年数規定有）
- ・特定建設業（指定建設業） : 一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業（指定業種以外） : 一級国家資格者、指導監督的実務経験者（年数規定有）

- ◎ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。
- ◎ 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。
  - ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
  - ・工事現場と営業所間の移動時間が1時間程度以内で、携帯電話等により常時連絡体制がとれること。（当該営業所が市内にあること。）
  - ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。  
この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任することが望まれます。
- ◎ 営業所専任技術者は、工事現場の常駐を求めている現場代理人にはなれません。ただし、以下の条件を満たす場合は、現場代理人を1件のみ兼ねることができます。現場代理人を兼ねた場合は当該工事の主任技術者も兼ねることができますが、他の工事では不可とします。
  - ・工事現場と営業所間の移動時間が1時間程度以内で、携帯電話等により常時連絡体制がとれること。（当該営業所が市内にあること。）
  - ・契約額が4,000万円未満（税込み）の請負工事であること。

### 2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する技術者（主任技術者または監理技術者）を置かなければなりません。

#### (1) 主任技術者（法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可をうけたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、

請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

**(2) 監理技術者（法第 26 条第 2 項）**

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

**(3) 主任技術者から監理技術者への変更**

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

**(4) 専門技術者（法第 26 条の 2）**

土木一式工事または建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者または監理技術者とは必ず別に置かなければならないということだけでなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者または監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

**3 工事現場ごとに専任すべき技術者（法第 26 条第 3 項）**

公共性のある工作物に関する請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の工事に配置される技術者（主任技術者または監理技術者）は、元請、下請の区分なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

★建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） （土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園）			指定建設業以外（左以外の 22 業種）		
		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
許可の種類							
営業者に必要な技術者の資格要件		①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者
工事現場の技術	元請工事における下請総額	4,500万円以上 ※1	4,500万円未満 ※1	4,500万円以上は契約できない ※1	4,500万円以上 ※1	4,500万円未満 ※1	4,500万円以上は契約できない ※1
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
技術者の資格要件		①一級国家資格者	①国家資格者 ②登録基幹技能者		①一級国家資格者	①国家資格者 ②登録基幹技能者	

者 制 度		②大臣特別認 定者	③指定学科+実務経験者 ④実務経験者	②指導監督的な 実務経験者	③指定学科+実務経験者 ④実務経験者
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,000万円(※2)以上となる工事			
	監理技術者資格者 証の必要性	国、公共団体等 の、発注の場合	必要なし	国、公共団体等 の、発注の場合	必要なし
	監理技術者講習 受講の必要性	は必要		必要	

※1 建築一式工事の場合は7,000万円

※2 建築一式工事の場合は8,000万円

#### 4 現場代理人（法第19条の2第1項）

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格等については、規定されていません。

しかし、米原市では、建設工事請負契約約款および共通仕様書により、現場代理人について、以下の条件を規定しています。但し、少額随意契約（130万円以下の工事の入札によらないもの。）は対象外とする。

##### (1) 現場代理人に工事現場の常駐を求めており、他の工事と兼務できないこと。

建設工事請負契約約款第10条第2項

現場代理人は、この契約の履行に関し、**工事現場に常駐**し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求および受領、第12条第1項の請求の受理、同条第2項の決定および報告、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理ならびにこの契約に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者または監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

##### (2) 現場代理人の工事現場の常駐義務緩和

建設工事請負契約約款第10条第3項

発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

現場代理人は、当該工事現場への常駐が義務付けられていますが、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合に限り、別紙「米原市現場代理人の常駐に関する運用基準」の規定により、例外的に常駐義務を緩和することができることとしています。

##### (3) 現場代理人に請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めていること。

一般土木工事等共通仕様書付則1-1-13

2 請負人は、現場代理人と請負人との直接的な雇用関係を確認できるもの（健康保険証等の写し）を現場代理人等届に添付して提出しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに現場代理人等変更届を提出し同様の確認を受けなければならない。

#### 5 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人および監理技術者等(監

理技術者および主任技術者)については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされております。したがって次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣など）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する現場代理人および監理技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。

ここで、「入札のあった日」とは、次の日をいいます。

- 一般競争入札 : 入札参加資格確認申請日
- 指名競争入札 : 入札の執行日
- 随意契約 : 見積書の提出日

## 6 特定建設工事共同企業体と技術者等

特定建設工事共同企業体が請け負った建設工事を施工する場合には、代表者が監理技術者を、その他の構成員が主任技術者をそれぞれ請負金額にかかわらず専任で配置しなければなりません。この場合、監理技術者等は当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者等は当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者資格または国家資格を有する必要があります。

また、代表者は現場代理人を常駐で配置する必要があります。

## II アスファルト舗装工事における施工管理技術者

アスファルト舗装工事の適正な施工を確保するため、工事を請け負った企業と恒常的な雇用関係にある舗装施工管理技術者（財道路保全技術センターによる資格）を専任で配置しなければなりません。

ただし、舗装施工管理技術者の専任期間は、一般に契約締結した工期ではなく、実際に舗装に関わる工事（表層、路盤工等）の施工期間とします。

## III 一般競争入札における配置予定技術者

### 1 一般競争入札の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者

米原市が発注する一般競争入札のうち、工事現場に専任義務を要する工事においては、入札参加資格確認申請時に配置予定技術者調書の提出を求めています。配置予定技術者調書に記載する技術者については、以下の条件を満足しなければなりません。

米原市が発注する一般競争入札のうち、工事現場に専任義務を要する工事では、参加しようとする入札案件ごとに、別の配置予定技術者が必要です。

- (1) 自社との直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）があり、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事については、契約期間中、本工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- (2) 入札に参加しようとする1件工事につき、1人の監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）を配置予定技術者として入札参加資格確認申請すること。

（1人の技術者で複数の工事に入札参加資格確認申請することはできません。）

また、先に公告のあった工事に配置予定をしていた技術者は、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできません。）

- (3) 現在、他工事に配置している技術者または現場代理人を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に配置可能な技術者とする。

(配置可能な技術者として認められる場合は、別紙「米原市現場代理人の常駐に関する運用基準」の規定により、例外的に常駐義務を緩和することができる場合、または、下記IVで示す途中交代が認められることが証明される場合に限りです。)

- (4) 入札参加資格確認申請書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足すること。

(条件を満たす2名の技術者がいる場合、2つの工事にその2名の技術者を配置予定技術者の候補者として、技術者調書に記載して入札参加資格確認申請をすることは可能。2つの工事の申請が同時でない場合においても、(2)によらず、可能とします。)

なお、工事現場の専任義務を要する工事の配置予定技術者は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の極めて特別な理由がある場合を除き変更できません。

- (5) 入札参加資格確認申請書の提出時に、配置予定技術者の資格および雇用関係を証明する各種資料(以下「確認資料」という。)の写しが提出できること。

- (6) 期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、または工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、米原市建設工事等入札参加停止基準に基づき入札参加停止措置を行うことがある。また、落札決定後に判明した場合は、落札決定を取り消し、違約金を徴収することがある。

- (7) 営業所専任技術者を配置予定技術者とする場合は、後任の営業所専任技術者の候補者の氏名ならびに現在の所属および現場専任技術者でないことについて、書面(書式は任意)で提出すること。

## 2 配置予定技術者の確認資料

- (1) 配置予定技術者の資格を証明するもの

### ア 監理技術者

- (ア) 監理技術者資格者証(表・裏)写し  
(イ) 監理技術者講習(登録講習)修了証の写し

建設業法第26条第5項の規定により、公共性のある施設若しくは工作物または多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事の専任の監理技術者は、5年以内に講習を受講していなければならないこととされていることから、公共工事の発注者は、専任される監理技術者の要件について、「監理技術者資格者証」に加えて、過去5年以内に監理技術者講習を受講したことを証明する「監理技術者講習終了証」を確認する必要があります。

### イ 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- (ア) 資格証明書等の写し(国家資格を有する技術者)  
(イ) 経歴書(実務経験による技術者の場合)

- (2) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3か月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

- (ア) 監理技術者資格者証(表・裏)  
(イ) 健康保険被保険者証  
(ウ) 国民健康保険証(代表者と同居の家族)  
(エ) 住民税特別徴収税額(変更)通知書

(オ) 雇用保険者証

(カ) 源泉徴収票（前年分：雇用保険に加入できない65歳以上の従業員）

#### IV 現場配置技術者の変更

##### 1 監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日）の趣旨に基づき、監理技術者等（監理技術者および主任技術者）の変更は、原則として認めません。

監理技術者制度運用マニュアル

###### (4) 監理技術者等の途中交代

- ・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工事途中での交代は、当該工事における入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。
- ・ なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ・ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

##### 2 請負業者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準

###### (1) 工事現場の専任義務を要する工事

4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のアからキのいずれかに該当し、かつ、下記(3)の条件を満足する場合に限り、請負者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

###### ア 死亡

請負者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合  
（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めない。）

###### イ 病気等

請負者から、「該当技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合  
この際、請負者に該当者の病状ができる診断書等资料の提出を求め、明らかに現場に専任して職務が遂行出来ないと判断される場合に限る。

###### ウ 退職

請負者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合  
（該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。）

###### エ 転勤

単なる請負者の都合による転勤でなく、やむを得ないと判断される理由による場合  
オ 発注者の責による工期延期：大幅な工期延期の場合は認める。

(大幅な工期延期とは、約款第45条第1項第2号に準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超える場合は6月)を超える場合」を目安とする。)

カ 現場条件による工期延長：大幅な工期延期の場合は認める。

(現場条件による工期延期とは、「工法変更」等により一時中止をかけたことによる延期をいい、大幅な工期延期とはオによる。)

キ 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合

## (2) 工事現場の専任義務を要しない工事

4,000万円(建築一式工事8,000万円)未満の工事については、下記(3)の条件を満足していれば、請負者の協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記(1)と同様の取扱とします。

## (3) 技術者の変更が認められる場合の共通条件

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等(参加資格要件等に適合している等)以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

### ※重複配置期間の基準

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| (ア) 長期間工事で、かつ残工事が全体工期の1/2以上 | : 1ヶ月 |
| (イ) (ア)以外で工事の残工期が6か月以上      | : 1週間 |
| (ウ) (ア)、(イ)以外               | : 1日  |